



3月安全目標

「防寒対策・体調管理が、安全対策の第一歩！」

「第三者優先の誘導で現場前事故を防止しよう！」

資格者配置路線

確認しておきたいQ&A

先月号では、配置路線についての重要性をお伝えしましたが、その中で下記の質問が来ております。皆さんも正しい知識を習得し現場に従事して頂きたいと思います。

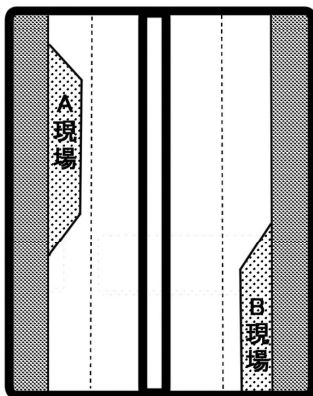
特集Ⅱ

1 業務中、資格者証は何処に持っていればいいのですか？



資格者証は、現場に従事している時は、常に携帯しなければなりません。現場監督や警察官より呈示を求められる事を想定し、隊員証入れと一緒にしたり、財布に入れておくなどすぐに出せるようにしておく事。また万が一、紛失した場合はすぐ会社へ連絡を入れてください。

2 配置路には2名以上資格者を配置する場合がありますか？



基本的に交通誘導警備業務検定の合格者の配置は1現場につき1名以上となっていますが、図のように配置路線上で2班に分かれ離れる事が必要な場合は1班に1名ずつ資格者が必要な場合があります。リーダー及び2級資格者は、監督、責任者へ「道路使用許可証」の「許可条件」を確認して下さい。わからない場合はすぐに会社へ報告及び連絡ください。こちらで確認致します。

交通誘導警備業務検定の合格者(1・2級資格者)の配置が必要な現場業務は、基本的に

1 現場が「配置義務路線」(以下、「義務路線」という。)の場合。
2 「道路使用許可証」の「許可条件」として明記されている場合。があります。

上記①②以外でも以下のような場合は、必ず会社に、大至急、電話連絡をお願いします。

3 実際の工事場所は①から離れたところであっても、工事関連のお知らせ・案内・誘導のために、看板や警備員を配置する(「義務路線」に影響をあたえる)場合。

4 工事場所が「義務路線」と離合する側道の場合。

5 「道路使用許可」条件に明記されていないが、①③④に該当している場合。さらに、次のケースも要注意で会社へ一報願います。

6 集合場所と実際の現場が違う場合で配置義務にかかる疑念がある場合。

7 現場が移動していく場合で配置義務にかかる疑念がある場合。

ご報告と変更

2月号にて、お伝えしておりました。

2月末より給与明細&またむら通信がインターネットにて、個別送信になる。

との事でしたが、3月末に変更となりました。続報お待ちしております。頂いた方にはご迷惑おかけいたします。詳細は後程、メール致します。